

# 教育公報

## 三重県教育委員会

### 目 次

規 則 ○ 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	1 頁
告 示 ○ 教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則	教 職 員 課	15 頁
訓 令 ○ 教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示	教 職 員 課	15 頁
訓 令 ○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	15 頁
お知らせ ○ 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例	教 職 員 課	16 頁
○ 職員の高齢者部分休業に関する条例	福利・給与課	20 頁
○ 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	21 頁
○ 三重県手数料条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	31 頁
○ 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の 一部を改正する条例	教 職 員 課	35 頁
○ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与課	35 頁
○ 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	福利・給与課	45 頁

### 規 制

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和4年6月三十日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

#### 三重県教育委員会規則第五号

##### 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十六年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（免許法別表第八による場合）</p> <p>第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の一一種免許状又は高等学校の教諭の一一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の一一種免許状の授与を受けようとする場合</p>	<p>（免許法別表第八による場合）</p> <p>第七条の三 免許法別表第八の規定により幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の一一種免許状又は高等学校の教諭の一一種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第十八条の二の表備考四号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の各号に掲げる場合の区分ごとに、各号の表の第三欄に掲げる在職年数に応じ、それぞれ第四欄に掲げる単位を修得するものとする。</p> <p>一 幼稚園の教諭の一一種免許状の授与を受けようとする場合</p>

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略) 許状による免状を有することを必要とする免状	(略) 在職年数による免状を有する免状又は受けようとする免状に許状又は受けようとする免状	(略) 等の基礎的知識に関する科目による免状を有する免状に許状又は受けようとする免状に關する科目	(略) 教育論の教科又は教科の基礎的理解に関する科目による免状を有する免状に許状又は受けようとする免状に關する科目

## 一 小学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略) 許状による免許することを必要とする	(略) 年数 在職年数による免許状に關する	(略) 職業 年数 状況に關する免許状の受けよ	(略) 教科等 理解に關する科目等の教諭の教育的基本的

三 中学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

#### 四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略) 許状による免許を必要とする	(略) 数年在職する年数による免許を必要とする	(略) 職業の理解に関する基礎知識による免許を必要とする	(略) 等級別修習時間数による最低修得単位

## 二 小学校の教諭の一 種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略) 許状によることを必要とする免許状に關する職業年数	(略) 免許状に關する職業年数	(略) 各教科の指導法に関する科目等	(略) 最低修得単位数

### 三 中学校の教諭の一一種免許状の授与を受けようと する場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	(略)	(略)	(略)

#### 四 高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	許状を有することを必要とする免許状	は許状又は受けよ	することを必要とする免許状
数	在職年数	する状況に關する免許状	する科目的指導法に關する免許状
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	理解に基礎的教諭の科目等	する科目的教育の科目等	各教科の指導法に關する科目的教育の科目等
(略)	関する科目等	理解に基礎的教諭の科目等	各教科の指導法に關する科目的教育の科目等
(略)	数	設定する科目等	大学が独自に設定する科目等
(略)	得	最低修得単位	最低修得単位

(申請書類)

第九条 免許法、免許法施行規則又は施行法の規定により、免許状の授与、新教育領域の追加の定め、交付、書換若しくは再交付又は教育職員検定（以下「免許状の授与等」という。）を申請する者は、申請の根拠規定の別に応じ、別表第一、別表第二又は別表第三に定める申請書類を、二重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者は、その者の戸籍抄本を添えなければならぬ。

一 (略)

二 基礎資格を証明する書類に記載された名前又は本籍地と申請時の名前又は本籍地が異なる者（現に有する免許状の書換を完了した者は、除く。）

(特別免許状の授与等)

第二十八条 (略)

特別免許状の様式は、第二十三号様式とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
(略)	許状を有することを必要とする免許状	は許状又は受けよ	することを必要とする免許状
数	在職年数	する状況に關する免許状	する科目的指導法に關する免許状
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	理解に基礎的教諭の科目等	する科目的教育の科目等	各教科の指導法に關する科目的教育の科目等
(略)	関する科目等	理解に基礎的教諭の科目等	各教科の指導法に關する科目的教育の科目等
(略)	数	設定する科目等	大学が独自に設定する科目等
(略)	得	最低修得単位	最低修得単位

(申請書類)

第九条 免許法、免許法施行規則又は施行法の規定により、免許状の授与、新教育領域の追加の定め、交付、書換若しくは再交付又は教育職員検定（以下「免許状の授与等」という。）を申請する者は、申請の根拠規定の別に応じ、別表第一、別表第二又は別表第三に定める申請書類を、二重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに掲げる者は、その者の戸籍抄本を添えなければならない。

一 (略)

二 基礎資格を証明する書類に記載された名前又は本籍地と申請時の名前又は本籍地が異なる者（県教育委員会において、現に有する免許状の書換を完了した者は、除く。）

三 前項に定めるものほか、必要に応じて次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 平成二十一年三月三十一日以前に普通免許状又は特別免許状（臨時免許状を除く。）の授与を受けたことがある者は、当該免許状の写し

二 免許状更新講習（免許法第二十九条の二第一項に規定する免許状更新講習をいう。）の課程を修了したことを証明する書類  
(特別免許状の授与等)

四 第二十八条 (略)

特別免許状の様式は、第二十三号様式（第二十三号様式の二）とする。

別表第一中

に改め、同表備考中「二二の二二」免許法

第五条第三項の規定により教育職員検定を申請する場合においては、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添付するものとする。」を「二〇二一 免許法第五条第一項の規定により教育職員検定を申請する場合においては、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添付するものとする。」に改め、

## 免許法施行規則附則第二十八項及び第三十九項

七

免許法施行規則附則第三十五項及び第三十六項

に改める。

第1号様式から第四号様式を次のとおりに改める。

第1号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印		受付印	
		所轄庁	

教育職員免許状授与等申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所			
勤務先又は 勤務予定校			
フリガナ		本籍地	
名前 〔楷書で正確に 記載すること〕		都道 府県	
生年月日	年 月 日生		

次の教育職員免許状を授与等してください。

免許状の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
--------	----	-----	--------------

第1号様式の2 (第9条関係) (規格A4)

教育職員免許状授与等申請書 (一括申請用)

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

フリガナ 名前 〔楷書で正確に記載すること〕	本籍地 都道府県
生年月日	年月日生

次の教育職員免許状を授与等してください。

番号	免許状の種類		教科又は教育領域
1	教諭	免許状	
2	教諭	免許状	
3	教諭	免許状	
4	教諭	免許状	
5	教諭	免許状	
6	教諭	免許状	

学校及び学部学科名	
専攻 (大学院のみ)	
授与等年月日	年 月 日

第2号様式（第9条関係）（規格A4）

校 長 印		受付印	
		所 轄 庁	

教 育 職 員 檢 定 申 請 書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 住 所			
勤務先又は 勤務予定校			
フ リ ガ ナ		本籍地	
名 前 楷書で正確に 記載すること		都道 府 県	
生 年 月 日	年 月 日	生	

次の教育職員免許状を教育職員検定のうえ授与等してください。

い記 ず入 れか 一方の み	免 許 状 の 種 類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
		助教諭免許状		

第3号様式（第9条関係）（規格A4）

校 長 印	受付印	
	所 轄 庁	

教育職員免許状交付申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 住 所		
勤務先又は 勤務予定校		
フリガナ		本籍地
名 前 〔楷書で正確に 記載すること〕		都 道 府 県
生 年 月 日	年 月 日生	

次の教育職員免許状を教育職員免許法施行法第1条により交付してください。

免許状 の種類	教諭	免許状	教科又は 教育領域
基 础 免許状			教科又は 教育領域

第4号様式（第9条関係）（規格A4）

校長印		受付印
		所轄庁

教育職員免許状書換申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現住所		
勤務先又は勤務予定校		
名前		年月日生

次の教育職員免許状を書換えてください。

異動前	本籍地	都道府県	フリガナ 名前	
異動後	本籍地	都道府県	フリガナ 名前	
免許状の種類		教科又は 教育領域	番号	授与等年月日
			第号	年月日

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）（規格A4）  
(表面)

履歴書

現住所	TEL ( ) -				
フリガナ 名前	旧姓( )	年月日生	本籍地	都道府県	
1 所有免許状					
授与年月日	免許状の種類	教科又は教育領域	番号	根拠規定	授与権者
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
・・					
2 学歴					
在学年間	学校名及び部科名	卒修中退	国公立	何年制	在学年数
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
・・～・・					
3 賞罰、身上異動					
年月日	事項				
・・					
・・					
・・					

(裏面)

上記のとおり、相違ないことを証明する。

年 月 日

校長名 又は  
所属長 職名 前

第十七号様式を次のように改める。

( )  
免許状原簿

第110号様式及び第110号様式の11を次の通りに改める。

第20号様式（第25条関係）（規格A4）

教育職員免許状授与証明書発行申請書

年 月 日

三重県教育委員会 宛て

現 住 所	TEL ( ) —		
勤 務 校	本籍地	都道府県	
フ リ ガ ナ			
名 前	使 用 目 的		
旧 ( )			
生 年 月 日	年 月 日		

下記の免許状の授与証明書を発行してください。

免許状種類			
教 科 又 は 教 育 領 域			
授 与 番 号	第 号	第 号	第 号
授与年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
必 要 枚 数			

【以下教育委員会記入欄】

發 行 番 号	—	—	—
割 印			
發 行 年 月 日	年 月 日	決 裁 欄	發 送 印

第20号様式の2 (第25条関係) (規格A4)

教 委 第 号

教育職員免許状授与証明書

本籍地

氏名

生年月日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日		
授与権者		
追加した領域 及び追加年月日	領域名	追加年月日
根拠規定		
((旧)有効期間の 満了日又は(旧)修了確認期限)		
備考		

年 月 日

三重県教育委員会

第111号様式の11を削る。

附則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

令和4年6月三十日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県教育委員会規則第六号**

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する規則

教育職員免許状の更新等に関する規則（平成二十二年三重県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和4年七月一日から施行する。

**附 則**

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年6月三十日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

**三重県教育委員会告示第十六号**

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則（平成二十二年三重県教育委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

二 単位修得一覧の免許法別表第八、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四の規定の適用を受ける場合の表中「有することを必要とする免許状に関する在職年数」を「有することを必要とする免許状又は受けようとする免許状に関する在職年数」に改める。

**附 則**

この細則は、令和4年七月一日から施行する。

**附 則**

**教委訓第6号**

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和4年6月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別決裁事項（4）教職員課の表中第15号の項を次のように改める。

15  教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の施行に関する事務	1 法第5条第1項、第2項、第5項及び第16条の規定による免許状の授与並びに法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定め並びに法第6条第1項の規定による教育職員検定							
	2 法第5条第4項の規定による意見聴取			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	3 法第7条第1項の規定による学力に関する証明書の発行			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	4 法第8条及び第13条第2項の規定による免許状授与原簿への記入		<input type="radio"/>					

5 法第10条第2項及び第11条第5項の規定による免許状の返納の請求			○						
6 法第11条第1項及び第2項の規定による免許状の取上げ及び同条第4項の規定による通知			○						
7 法第12条第1項の規定による聴聞に係る通知			○						
8 法第13条第1項の規定による免許状の失効又は取上げに係る公告及び通知			○						
9 法第15条の規定による免許状の書換及び再交付			○						
10 法附則第2項の規定による免許教科外教科担当の許可			○						
11 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下この区分において「省令」という。）第30条の規定による教員養成機関の指定の申請	○								
12 省令第31条の規定による申請及び届出			○						
13 省令第36条の規定による免許法認定講習の開設			○						
14 省令第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与			○						
15 省令第39条の規定による申請、省令第40条の規定による変更の届出及び省令第42条の規定による報告			○						
16 教育職員免許状に関する規則（昭和46年三重県教育委員会規則第6号）第25条の規定による免許状授与証明書の交付				○					

別表第2個別決裁事項（15）市町教育支援・人事担当の表中第6号の項を削り、第7号の項を第6号の項とする。

#### 附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

#### お 知 ら せ

令和4年6月30日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

（教育委員会関係分抜粋）

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例をつけて公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第116号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(略)

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(一週間の勤務時間)	(一週間の勤務時間)
第三十二条 (略)	第三十二条 (略)
3 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間に超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、県委員会が定める。	3 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間に超えない期間につき一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、県委員会が定める。
4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)	4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)
第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、県委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの方に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。	第四条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、県委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの方に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。
2 県委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	2 県委員会は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。
第五条 (略)	第五条 (略)
2 県委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日）を設けなければならぬ。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、定年前再	2 県委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則（県委員会及び人事委員会が共同で定める規則をいう。以下同じ。）の定めるところにより、四週間ごとの期間につき八日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務

任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第七条の二 県委員会は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員（給与条例第二条第二項の教育職員を除く。以下同じ。）の勤務時間について、規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり二十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては第三条第二項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては第三条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては第三条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2・3（略）

（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第八条の三（略）

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超えて一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下のこの条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が二十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならぬ。

3・6（略）

（勤務することを要しない時間の指定）

第八条の四 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずる

職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上（の週休日を設けることが困難である職員について、人事委員会と協議して、規則の定めるところにより、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（船員の勤務時間等の特例）

第七条の二 県委員会は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員（給与条例第二条第二項の教育職員を除く。以下同じ。）の勤務時間について、規則で定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり二十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては第三条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては第三条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては第三条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。

2・3（略）

（一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第八条の三（略）

2 服務監督教育委員会は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間（その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が通常の勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超えて一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下のこの条及び次条において同じ。）として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が二十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3・6（略）

（勤務することを要しない時間の指定）

第八条の四 服務監督教育委員会は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則第六条第一項の規定に基づき文部科学大臣が指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合においては、当該措置を講ずる

ことができなくなつた時点の日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた時点の日以降において四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）とするものとする。

2 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一のことにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）

2・3 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2～4 (略)

（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

5 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の二第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

ことができなくなつた時点の日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた時点の日以降において四週間を超えない期間につき一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）を超える勤務時間が割り振られた期間が存在するときは、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち第十一条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を規則に定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く正規の勤務時間を一週間あたり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い県委員会が定めた時間、再任用短時間勤務職員にあつては十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間、任期付短時間勤務職員にあつては三十一時間までの範囲内で県委員会が定めた時間）とするものとする。

2 (略)

(年次有給休暇)

第十三条 年次有給休暇は、一のことにおける休暇とし、その日数は、一年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

一次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 二十日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で規則で定める日数）

2・3 (略)

(略)

職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県条例第二十七号

#### 職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認等)

第二条 高齢者部分休業の承認は、職員の一週間当たりの通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲内で任命権者が定める時間を上限として行うものとする。

2 高齢者部分休業は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）第八条第一項又は公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第八条第一項に規定する正規の勤務時間の始業の時刻を始期又は終業の時刻を終期として、任命権者が定める時間を単位として、申請することができる。

3 地方公務員法第二十六条の二第一項の高年齢として条例で定める年齢は、六十歳とする。

4 任命権者は、職員が前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(給与の減額)

第三条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）第二十四条又は公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）第二十七条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会規則で定める手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十一を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員についての職員の給与に関する条例第十三条第二項第二号又は公立学校職員の給与に関する条例第十六条第二項第二号の規定の適用については、職員の給与に関する条例第十二条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあり、及び公立学校職員の給与に関する条例第十六条第二項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の二第一項の規定による高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第四条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間の二分の一に相当する期間を三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第七条第一項から第五項まで又は公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）第七条第一項から第五項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、三重県職員退職手当支給条例第七条第七項及び同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」と、公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第七項及び同条第九項中「前各項」とあるのは「前各項及び職員の高齢者部分休業に関する条例第四条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第五条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となつた場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた一週間当たりの勤務しない時間をいう。次条において同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第六条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があつた場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(人事委員会規則への委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行つことができる。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

三重県知事

一

見 謄

之

三重県条例第三十一号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	
第一章 総則（第一条）	
第二章 定年制度（第二条 第五条）	
第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条 第十一条）	
第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十二条・第十四条）	
第五章 雜則（第十五条）	
附則	
第一章 総則 (趣旨)	（趣旨）
第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十八号）第五十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十二条の五第一項、第二十八条の二（地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条の五、第二十八条の六第一項及び第二項（これらの規定を地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条の六第三項及び第二十九条の七、警察法（昭和二十九年法律第二百六十一号）第五十六条の四第二項及びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第四十三条第三項の規定に基づき、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（第三条において「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。）の定年等に關し必要な事項を定めるものとする。	
第二章 定年制度	第二章 (定年)
第三条 (略) (定年)	第三条 (略) (定年)

第三条 職員の定年は、年齢六十五年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢七十年とする。

（定年による退職の特例）

第四条 任命権者は、定年に達した職員（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この条及び第九条から第十二条までにおいて同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めることは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日ににおいて従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第九条各項の規定により異動期間（同条第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六条に規定する職をいう。以下この条及び第三章において同じ。）を占めていた職員については、第九条第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。）

- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができます公務の運営に著しい支障が生ずること
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができます公務の運営に著しい支障が生ずること

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めることは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（前項ただし書に規定する職員にあつては、

第三条 職員の定年は、年齢六十歳とする。ただし、病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）の定年は、年齢六十五年とする。

（定年による退職の特例）

第四条 任命権者は、定年に達した職員（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この条において同じ。）が第二条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めることは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

三 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めることは、人事委員会の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続い勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第一項の規定により引き続い勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

### 第五条 (略)

#### 第二章 管理監督職勤務上限年齢制 (管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第六条 法第二十八条の一第一項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院、保健所、診療所、子ども心身発達医療センター等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第十七条第一項、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号)第十条、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)第十四条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二十二条の一第一項に規定する管理職手当を支給する職

二 前号に掲げる職以外で職務の級が次に掲げる職のうち人事委員会規則で定める職

行政職給料表の職務の級六級以上

研究職給料表の職務の級五級

医療職給料表(一)の職務の級三級以上

医療職給料表(二)の職務の級六級

医療職給料表(三)の職務の級六級

高等学校等教育職給料表の職務の級特一級

中学校・小学校教育職給料表の職務の級特二級

三 級  
トヘイロイハハニハ  
警視又は警部の階級にある警察官(第一号に掲げる職を除く。)

四 前各号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第七条 法第二十八条の一第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢六十年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

3 任命権者は、第一項の規定により職員を引き続い勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならぬ。

4 任命権者は、第一項の期限又は第二項の規定により延長された期限が到来する前に第一項の事由が存しなくなつたと認めるとときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

### 第五条 (略)

#### 第五条 (略)

第八条 任命権者は、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第十二条、第十五条、第二十二条の二、第二十七条第一項及び第五十六条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五条の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。

二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

三 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上で他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

2 前項の規定は、警察法第五十六条の四第一項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）に対し、同法第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第一号、第二号及び第三号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第一号中「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第一号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等とした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、読み替えるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

- 第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員につては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。
- 一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- 二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特徴性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- 三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員につては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して二年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の

職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めることは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続いあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第十条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（延長した異動期間の期限の繰上げ）

第十一条 任命権者は、第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第十二条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第四章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第十三条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条第一項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に採用すること

ができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

- 第十四条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合の年齢六十年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

## 第五章 雜則

- 第十五条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

### 附 則

1 11 (略)

12 (定年にに関する経過措置)

- 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	六十四年

- 13 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年三重県条例第二十一号。以下この項及び次項において「令和四年改正条例」という。）による改正前の第三条ただし書に規定する医師及び歯科医師（特定地方独立行政法人の職員である医師及び歯科医師を除く。）に対する第二条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十日まで	六十九年

1 11 (略)

14	〔情報の提供及び勤務の意思の確認〕 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び第三条第一項に掲げる職員並びに令和四年改正条例による改正前の第三条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行るべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行るべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行るべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行るべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
15	警察本部長は、当分の間、警察法第五十六条の一第一項に規定する特定地方警務官が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとすることともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

## 附 則

### 〔施行期日〕

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二十七項の規定は、公布の日から施行する。  
〔勤務延長に関する経過措置〕
- 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して二年を超えることができない。
- 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第二条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第二条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）（以下「令和

「三年改正法」という。附則第二条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第三条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあつては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、附則第二項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この項から附則第十七項までにおいて「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年）をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第十項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は附則第二項の規定により勤務した後退職した者

三 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

四 二十五年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第十項、附則第十一項、附則第十三項、附則第十四項、附則第十六項又は附則第十七項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがある者

6 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新条例第十二条の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者

五 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にある者

六 二十五年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

7 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第五項、附則第六項、附則第十項、附則第十一項、附則第十二項、附則第十四項、附則第十六項又は附則第十七項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

10 任命権者は、附則第五項の規定によるほか、県がその組織に加わっている一部事務組合又は広域連合（以下「一部事務組合等」という。）における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤

務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常勤を要する職に採用することができる。

- 11 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第六項の規定によるほか、一部事務組合等における同項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常勤を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常勤を要する職に採用することができる。
- 12 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
- 13 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十三条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常勤を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常勤を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。附則第十六項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 14 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常勤を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第十七項及び附則第二十六項において同じ。）に達している者（新条例第十三条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 15 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
- 16 任命権者は、附則第十三項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第五項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 17 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、附則第十四項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、一部事務組合等における附則第六項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第十四条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人委規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 18 前二項の場合においては、附則第七項から第九項までの規定を準用する。
- （令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）
- 19 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 20 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されたものとした場合における旧条例第三条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。  
(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢)
- 21 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 22 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- (令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)
- 23 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第五項から第十八項までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。)をいう。以下この項から附則第二十五項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 24 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 25 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、附則第二十三項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- (定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 26 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他的人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十二条に規定する年齢六十岁以上退職者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第十三条又は第十四条第一項の規定により採用することができます、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十二条又は第十四条第一項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- (令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢)
- 27 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例で定める年齢は年齢六十歳とする。

(教育委員会関係分抜粋)

二重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

二重県知事 一 見 勝 之

### 三重県条例第三十三号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例(平成十二年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一 (第二条関係)				別表第一 (第二条関係)			
改 正 後		改 正 前		改 正 後		改 正 前	
項 目	手 数 料 を 徴 収 す る 事 務	項 目	手 数 料 の 名 称	項 目	手 数 料 を 徴 収 す る 事 務	項 目	手 数 料 の 名 称
八五百三十	七五百三十	六五百三十	十八五百三十	六五百三十	教育職員免許法(昭和二十四年法)第百四十七号第五条第一項及び第二項並びに第三項に規定する事務	六五百三十	教育職員免許法(昭和二十四年法)第百四十七号第五条第一項及び第二項並びに第三項に規定する事務
臨時免許状及び 料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。
八五百三十	七五百三十	六五百三十	十八五百三十	六五百三十	教育職員免許法(昭和二十四年法)第百四十七号第五条第一項及び第二項並びに第三項に規定する事務	六五百三十	教育職員免許法(昭和二十四年法)第百四十七号第五条第一項及び第二項並びに第三項に規定する事務
臨時免許状及び 料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。	料与等手数料	教育職員免許法第五条の二第三項の規定に基づく新教育領域の追加の定めに係るものに限る。

二八の五百三 百三十	の六百三十 削除	六百三十 五百三十 (略)	三 百三十 (略)	二八の五百三 百三十 (略)
二八の五百三 百三十	の六百三十 削除	六百三十 五百三十 (略)	三 百三十 (略)	二八の五百三 百三十 (略)
二八の五百三 百三十	の六百三十 削除	六百三十 五百三十 (略)	三 百三十 (略)	二八の五百三 百三十 (略)
二八の五百三 百三十	の六百三十 削除	六百三十 五百三十 (略)	三 百三十 (略)	二八の五百三 百三十 (略)
二八の五百三 百三十	の六百三十 削除	六百三十 五百三十 (略)	三 百三十 (略)	二八の五百三 百三十 (略)

四六三一百三十六十五(略)	四六三一百三十六十五(略)	三三百五の六十(略)	三三百五の六十(略)	三三百五の六十(略)
備考(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四六三一百三十六十五(略)	四六三一百三十六十五(略)	三三百五の六十(略)	三三百五の六十(略)	三三百五の六十(略)
備考(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 別表第一三百五十六号の項から第三百五十八号の項までの改正規定、同表第三百五十八号の二の項及び第三百五十八号の四の項を削る改正規定、同表第三百六十号の二の項から第三百六十号の四の項までの改正規定並びに同表第三百六十号の六の項を削る改正規定 令和四年七月一日

三 (略)

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年6月30日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県条例第三十七号

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例（平成十一年三重県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「法」という。）第五条第四項の規定に基づき、三重県教育職員特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議）</p> <p>第五条 審査委員は、法第四条第二項の特別免許状の授与に係る教育職員検定についての判定に関する事項を審議し、法第五条第六項に定める委員会に意見を述べるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「法」という。）第五条第四項の規定に基づき、三重県教育職員特別免許状授与審査委員（以下「審査委員」という。）の設置に関する必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議）</p> <p>第五条 審査委員は、法第四条第二項の特別免許状の授与に係る教育職員検定についての判定に関する事項を審議し、法第五条第七項に定める委員会に意見を述べるものとする。</p>
2 (略)	2 (略)

#### 附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和4年6月30日

三重県知事 一 見 勝 之

### 三重県条例第三十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常勤務に服するもの及び地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>（略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）</p> <p>第十条の二 地公法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において公立学校職員（以下「職員」という。）とは、県から給与の支給を受け、次の各号に掲げる者のうち、常勤務に服するもの及び地公法第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。</p> <p>（略）</p> <p>（再任用職員の給料月額）</p> <p>第十条の二 地公法第二十二条の四第一項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第一項若しくは第二二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、</p>
2 (略)	2 (略)

務職員の欄に掲げる基準給料額のうち、第九条の三の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

その者の属する職務の級に応じた額とする。

#### (通勤手当)

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

一 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

2 三 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

2 再任用職員で地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

#### (通勤手当)

第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

一 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

2 三 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イイハ（略）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用して、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、一千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等での利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めることにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 イイセ（略）

（時間外勤務手当）

第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イイハ（略）

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用して、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第七項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、一千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特急等」という。）での利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めることにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

4 イイセ（略）

（時間外勤務手当）

第十八条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌

日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合<sup>1)</sup>を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 (略)

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えて了勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて了勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の一第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間當

日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合<sup>1)</sup>を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一・二 (略)

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて了勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「百分の百」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、勤務時間条例第六条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第四条第二項又は第五条の規定により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務のうち、その勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、正規の勤務時間を超えて了勤務の時間と割振変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられ、割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項（第一二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、正規の勤務時間を超えて了勤務の時間にあつては百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）、割振変更前の正規の勤務時間を超えて了勤務の時間にあつては百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第八条の一第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十八条に規定する勤務一時間當

たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の一十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)  
(期末手当)

第二十二条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 一〇四 (略)  
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4 一〇六 (略)  
(勤勉手当)

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項まで及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それと当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 一〇五 (略)

たりの給与額に、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の一十五を加算した割合）を減じた割合、割振変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては百分の五十から第三項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 (略)  
(期末手当)

第二十三条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 一〇四 (略)  
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十」とあるのは「百分の六十七・五」とする。

4 一〇六 (略)  
(勤勉手当)

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それと当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額

3 一〇五 (略)

(義務教育等教員特別手当)

第二十五条の三 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3・4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第二十五条の四 第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

15 附 則

15 (略)

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十八項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第九条の二の規定により当該職員の属する職務の級及び第十三条及び第十四条の規定により当該職員の受けける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。  
一 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

二 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

18 地公法第二十八条の一第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第二十項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十六条の規定により当該職員の受けける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額(別表第一備考(一)及び別表第一備考(二)の規定により加算された額を含む。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)に

(義務教育等教員特別手当)

第二十五条の三 (略)

2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、規則で定める。

3・4 (略)

(再任用職員についての適用除外)

第二十五条の四 第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、再任用職員には適用しない。

15 附 則

(略)

- は、当分の間、特定日以後、附則第十六項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第九条の二の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第九条の二の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第十六項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十八項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めることにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 附則第十八項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十六項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めることにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 22 附則第十八項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条の一第一項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十八項、第二十項又は第二十一項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 23 附則第十六項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行つものとする。
- 24 附則第十六項から前項までに定めるものほか、附則第十六項の規定による給料月額、附則第十八項の規定による給料その他附則第十六項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 238,700	円 279,000	円 307,700	円 335,800	円 419,900

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 229,900	円 275,800	円 302,800	円 329,100	円 409,900

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円 193,400	円 220,000	円 248,200	円 286,800	円 327,500

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定期前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額					
	円 192,400	円 219,900	円 259,900	円 279,300	円 294,400	円 319,800

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

##### (定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。

二 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和二十九年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。

##### (経過措置)

3 この条例による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）附則第十六項から第二十四項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が新条例第十条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新条例第九条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第九条の二の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項

中「とする」とあるのは、「に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新条例第九条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新条例第九条の二の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第十六条第二項並びに第十八条第二項及び第三項の規定を適用する。

8 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例第二十二条第三項及び第二十五条の二の規定を適用する。

9 新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第一項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）」とする。

10 新条例第十条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十七条の一及び第十七条の十の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

11 附則第四項から前項までに定めるものほか、暫定再任用職員の給与に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

12 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(一) 育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の特例				(一) 育児短時間勤務職員等についての公立学校職員給与条例の特例			
号	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	(略)	号	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	(略)
号	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	(略)	号	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	第十六条 第二项 第二条 第二项 及び 第一条 第二项	(略)
員 勤務職員	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成二年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）	(略)	員 勤務職員	再任用短時間勤務職員	とする	に、算出率を乗じて得た額とする

(略)		項	第三条	第十八	(略)
員 勤務職	短時間 再任用	員 勤務職	短時間 再任用	定年前	育児短時間勤務職員等

(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)

第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四五百条の二十	(略)	項	第二条	第十六	(略)
員 勤務職	短時間 再任用	員 勤務職	短時間 再任用	定年前	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

(略)		項	第三条	第十八	(略)
員 勤務職	短時間 再任用	員 勤務職	短時間 再任用	定前	育児短時間勤務職員等

(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)

第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四五条の二十	(略)	項	第二条	第十六	(略)
員 勤務職	短時間 再任用	員 勤務職	短時間 再任用	定前	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成二年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)

(略)		項	第三条	第十八	(略)
員 勤務職	短時間 再任用	員 勤務職	短時間 再任用	定前	職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)第十九条の(略)

附 則

1 11 (略)

(公立学校職員給与条例附則第十六項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読み替え)

12 育児短時間勤務職員等に対する公立学校職員給与条例附則第十六項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、公立学校職員勤務時間条例第四条第二項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

1 11 (略)

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年六月三十日

二重県知事 一見勝之

三重県条例第三十九号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、公立学校職員のうち常時勤務に服することを要する者(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、公立学校職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者(次項において「再任用職員」という。)を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p>
<p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則(三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が共同で定める規則をいう。以下同じ。)の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いで十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員みなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年末満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十一年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>	<p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則(三重県教育委員会(以下「県委員会」という。)及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が共同で定める規則をいう。以下同じ。)の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が職員について定められている勤務日数以上ある月が引き続いで十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員みなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年末満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十一年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による傷病による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。</p>

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。

一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

2・3 (略)  
2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

2・3 (略)  
2・3 (略)

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に関する特例）

第五条の二 第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第二項、第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規	読み替えられ	読み替える字句
定 (略)	る字句 (略)	(略)

#### （退職手当の調整額）

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七条第四

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

2・3 (略)  
2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、次項に定める額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者（同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）

2・3 (略)  
2・3 (略)

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に関する特例）

第五条の二 第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者のうち、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日から一年前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第二項、第五条第二項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規	読み替えられ	読み替える字句
定 (略)	る字句 (略)	(略)

#### （退職手当の調整額）

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）、同法第二十九条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職

項において「休職日等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ことに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第五項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

一九 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の二 県委員会は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象とするものを行うことができる。

2514 (略)

### (预告を受けない退職者の退職手当)

第九条 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条及び第二十一条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

### (失業者の退職手当)

## 第十条 (略)

2 • 3 (略)

月等」という。)のうち規則で定めるものを除く)ことに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額(当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

$$2 \left\{ \begin{matrix} 5 \\ 1 \end{matrix} \right\} 9 \quad (\text{略})$$

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第八条の二 县委員会は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を満じた年齢以上の年齢である職員を対象とするものを行うことができる。

2514 (略)

(予告を受けない退職者の退職手当)

第九条 職員の退職が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条および第二十一条または船員法（昭和二十二年法律百号）第四十六条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与またはこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

### (失業者の退職手当)

## 第十条 (略)

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申し込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、県委員会にその旨を申し出たときは、第一項中「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第一項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とある。

る同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十一条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、県委員会にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及び本項の規定による期間に算入しない。

#### 5 5 7 (略)

8 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるものほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

#### 1 1 4 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第一項に規定する移転費の額に相当する金額

#### 六 (略)

る同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十一条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「支給期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、支給期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」とする。

#### 5 5 7 (略)

8 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるものほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

#### 1 1 4 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は県委員会が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第一項に規定する移転費の額に相当する金額

#### 六 (略)

9 14 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合的一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行つことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十二条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行つることができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在

9 14 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合的一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行つことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十二条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 (略)

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

三 県委員会が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免

職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 26 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、県委員会が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第六項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、県委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基準在職期間中の行為に係る刑事件に申し起訴された場合（第十二条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく

職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 26 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、県委員会が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、県委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する三重県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基準在職期間中の行為に係る刑事件に申し起訴された場合（第十二条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事件につき判決が確定することなく、かつ、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく

死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に因り起訴をされた場合において、当該刑事事件に因り禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に因り禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行ふことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に因り定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に因り定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行ふことができる。

6 6月8日（略）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。

死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行ふことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基盤在職期間中の行為に係る刑事事件に因り起訴をされた場合において、当該刑事事件に因り禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に因り禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行ふことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に因り再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に因り再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行ふことができる。

6 6月8日（略）

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。

（昭和二十八年七月三十日に在職する職員の同日以前の勤続期間の計算）  
2 昭和二十八年七月三十日に現に在職していた職員（附則第八項に規定する者に該当する者を除く。）の同日以前における勤続期間の計算については、次項から第六項までの規定によるほか、第七条（第五項中段を除く。）ならびに公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下「条例第四十四号」と

いう。)附則第九項および附則第十五項の規定の例による。

(昭和二十八年七月三十一日以前における外国政府職員等の在職期間の取扱い)

3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の三分の一の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)、日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第二号の規定により総務大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の三分の一の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の三分の一の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し、救護員として旧日本赤十字社令(明治四十三年勅令第二百二十八号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百五十五号)附則第四十一条の二第一項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、

- かつ、救護員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の三分の一の期間
- 四 先に職員として在職した者であつて又は口に該当するもののイ又は口に掲げる期間  
イ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第三項第六号の規定により総務大臣が指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の一の期間
- ロ 任命権者の承認又は勧奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失つた後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の三分の一の期間
- （昭和二十八年七月三十一日以前における在外研究員等の在職期間の取扱い）
- 4 昭和二十八年七月三十一日以前において、先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認または勧奨を受け、引き続いて在外研究員等（施行令附則第四項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）となるため退職し、かつ、その研究または留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- （昭和二十八年七月三十一日以前における外地官署所属職員、軍人軍属等の在職期間の取扱い）
- 5 昭和二十年八月十五日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、その各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- 一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日
- 二 外国政府職員等 外国特殊機関職員または在外研究員等 昭和二十年八月十六日
- 三 救護員で戦地勤務に服したことのある者または軍人軍属 その身分を失つた日
- （昭和二十八年七月三十一日以前における教職追放解除者、公職追放解除者の在職期間の取扱い）
- 6 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第百九号）第一条もしくは旧公職に関する

る就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられたものまたはこれらに準ずる措置でその者の意志によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。）が、その退職の後、法令の規定または特別の手続によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。）

（昭和二十八年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算）

7 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体またはこれに準ずるものに勤務していた公務員および規則で定める者を含む。以下本項において同じ。）から引き続いて職員となつたものおよび同日に現に在職する職員以外の地方公務員等であつて、同年八月一日以後に引き続いて職員となつたものの同年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第二項から前項までの規定を準用するほか、第七条第五項（ただし書中「退職により」とあるのは、「退職」（条例第四十四号による改正前の第七条の二第一項の退職、附則第十項の特殊退職および附則第十一項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。）および第六項ならびに条例第四十四号附則第九項および附則第十五項の規定の例による。この場合において、先に職員として在職した者であつて同年七月三十一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして本項の規定を適用する。）

（昭和二十八年八月一日以後に外地官署所属職員等であつた者が就職した場合の在職期間の取扱い）

8 昭和二十年八月十五日に現に附則第五項各号に掲げる者（救護員で戦地勤務に服したことのある者、外国特殊機関職員および在外研究員等を除く。以下本項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年（特殊の事情があると認められる場合には、県委員会が定める期間を加算した期間）内に他に就職することなく職員となつたものまたは同年八月一日以後において当該期間内に他に就職することなく職員以外の地方公務員等となり、引き続いた職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の昭和二十八年八月一日以後において最初に開始する職員または職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。この場合において、昭和二十八年七月三十一日（同年八月一日以後に附則第五項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間（附則第二項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）の計算については、附則第三項および附則第四項（これらの規定を前項前段において準用する場合を含む。）ならびに前項後段の規定を準用するほか、第七条（前項前段においてその例による場合を含む。）（第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十項の特殊退職および附則第十一項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。）により」と読み替える。）の規定の例による。  
(特殊退職の場合の退職手当)

9 昭和二十八年七月三十一日（次項第六号に規定する退職をした者については、規則で定める日）に現在に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となつた者又は前項前段に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けた特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第一条の四から第五条の二まで、第六条から第六条の五まで、条例第四十四号による改正前の第七条の一第一項及び附則第十一項の規定にかかるわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十一項に規定する職員

若しくは職員以外の地方公務員として在職した後の条例の規定による退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けていた退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第十一項において例による本項のうち第二号に掲げる割合とを合計した割合（控除した割合を乗じて得た額とする。）  
一 その者が第一条の四から第五条の二まで及び第六条から第六条の五まで、公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号）附則第三項並びに条例第四十四号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合  
一 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当（これに相当する給与を含む。）の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該退職手当の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該退職手当の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（二未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第六項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第二十四号。以下この号において「条例第二十四号」という。）による改正前の第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち、同条例第一項第四号に掲げる者以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは条例第二十四号による改正前の第五条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、条例第二十四号による改正前の第四条第二項の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）  
前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職または身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。  
一 職員が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日またはその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

- 二 職員または職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員または職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日またはその翌日に職員または当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
- 三 附則第三項各号または附則第四項（これらの規定を附則第七項および附則第八項後段において準用する場合を含む。）の退職
- 四 附則第六項（附則第七項前段において準用する場合を含む。）の退職
- 五 外地官署所属職員または軍人軍属の身分の喪失
- 六 規則で定める退職
- 11 職員または職員以外の地方公務員等から引き続いた職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこの事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中ににおいて、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職および特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日またはその翌日に、職員または職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第九項の規定の例による。この場合において第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第四十四号による改正前の第七条の二第一項の退職、附則第十項の特殊退職および附則第十一項に規定する職員または職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当またはこれに相当する給与の支給を受けた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。
- 12 （死亡賜金支給の中止）  
昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、従前の例により支給することとされていた旧官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十一号）に規定する死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。
- 13 （未復員者の退職手当）  
未復員者等（規則で定めるものをいう。）の退職

2 | 昭和六十年四月一日に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で日本国有鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)附則第一項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第一条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧国有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道(以下この項において「旧公社等」という。)の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

3 | 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いで日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いで日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第七十一号)第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和五十九年法律第八十七号)第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八百一十二号)第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 | (略)

5 | 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下「昭和四十八年改正条例」という。)附則第五

手当については、国家公務員退職手当法およびこれに基づく命令の規定を準用する。)

14 | 昭和六十年四月一日に在職する職員で旧専売公社若しくは旧電信電話公社の職員としての在職期間を有するもの又は昭和六十二年四月一日に在職する職員で旧国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道(以下この項において「旧公社等」という。)の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧公社等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

15 | 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いで日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いで日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第二条第二項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

16 | (略)

17 | 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞ

項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三まで及び附則第十三項から第二十項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十二・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第五項」とする。

6| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第二条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第十五項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(昭和四十八年改正条例附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条又は附則第十四項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

8| 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第十二条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鐵道建設公團(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き継ぎ旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職

れ百分の八十二・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第十七項」とする。

18| 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第六項の規定に該当する者を除く。)で第二条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

19| 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者(条例第四十四号附則第七項の規定に該当する者を除く。)で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。

20| 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年三重県条例第九十六号)の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続し、その者の非違によることなく、県委員会の定める基準に基づき、勧奨を受けた退職した者で、退職の日の属する年度の末日における年齢が四十五年以上であるものに対する第四条第二項及び第五条第二項の規定の適用については、第四条第二項及び第五条第二項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(当該年数が十年を超えるときは、十年とする。)一につき百分の三を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。

21| 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の三の規定は適用しない。

22| 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「旧事業団」という。)の職員として在職する者(同法附則第十二条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十二号)第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き継ぎ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定による解散前の日本鐵道建設公團(以下「旧公団」という。)の職員となり、かつ、引き継ぎ旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職

員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

9 | 9 | く | 山 | (略)

12 | 9 | く | 山 | 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の一第一項第一号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の一第一項第一号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、県委員会が同法第二十四条の一第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

」

とする。

13 | 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非遇によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十三項」とする。

14 | 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳に達した日以後その者の非遇によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「第五条又は附則第十四項」とする。

15 | 公立学校職員の給与に関する条例附則第十六項の

員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

23 | く | 25 | (略)

26 | 23 | く | 25 | 令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第七項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の一第一項第一号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「口」雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の一第一項第一号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、県委員会が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ハ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、県委員会が同法第二十四条の一第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）

」

とする。

規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 16| 当分の間、第四条第一項第二号並びに第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者に対する第五条の二及び第六条の二の規定の適用については、第五条の二本文中「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日」とあるのは「六十歳に達する日の属する年度の末日」と、第五条の二の表第四条第一項及び第五条第二項の項、第五条の一第一項第一号の項及び第五条の二第一項第一号の項並びに第六条の二の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第一号の項中「百分の二（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の一）」とあるのは「百分の二」とする。
- 17| 当分の間、第四条第一項第二号並びに第五条第一項第四号及び第五号に掲げる者（退職の日において定められているその者に係る定年が六十歳を超える者に限る。）（規則で定める者を除く。）に対する第五条の二及び第六条の二の規定の適用については、第五条の二の表第四条第一項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の二の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第一号の項中「百分の二（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の一）」とあるのは「百分の二」とする。
- 18| 当分の間、第四条第一項第二号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第五条の二の規定の適用及び第八条の二の規定の適用については、第五条の二本文及び第八条の二第一項中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、第五条の二本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項中「定年」とあるのは「六十歳」とする。
- 19| 当分の間、第五条第一項第一号及び第二号に掲げる者が六十歳に達する日前に退職したときにおける第五条の二及び第六条の二の規定の適用については、第五条の二の表第四条第一項及び第五条第二項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の二の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第一号の項中「百分の二（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の一）」とあるのは、「六十歳と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の二を乗じて得た割合を

退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

20 当分の間 第五条第一項第一号及び第三号に掲げる者が六十歳に達した日以後に退職したときにおける第五条の二及び第六条の二の規定の適用については、第五条の二の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の二の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第一号の項中「百分の一」(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、「百分の一」とあるのは、「百分の一」を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
1 附 則		附 則
1 (略)		(整理退職の場合と同じ退職手当を支給する特例)
2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第一項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく三重県教育委員会の定める基準に基づき勧奨を受けた者に限る。)には、公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)の公布日前にその者の非違によることなく退職の勧奨を受け、当該勧奨を拒んだ後再職し退職した場合には支給しない。	2 昭和六十年三月三十一日に在職する職員のうち、次の各号の一に該当する者が、年齢五十年以上で退職した場合(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の二第一項の期限若しくは同条第二項の規定により延長された期限の到来又は同法第二十八条の四第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により退職した者を含む。)又はその者の非違によることなく三重県教育委員会の定める基準に基づき勧奨を受けた者に限る。)には、公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「条例」という。)第五条の規定に該当する場合のほか、同条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。ただし、職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)の公布日前にその者の非違によることなく退職の勧奨を受け、当該勧奨を拒んだ後再職し退職した場合には支給しない。	
3 一・二 (略)		3 一・二 (略)
3 (略)		(略)

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 1 (略)	1 1 (略)
5 適用日在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の一第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十三項若しくは第十四項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第三条から第五条の二まで及び附則第十三項から第二十項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。	5 適用日在職する職員（適用日に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の一第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の二までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。
6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五条の一及び附則第十五項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。	6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の一の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
7 適用日在職する職員のうち、適用日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十四項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を二十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。	7 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を二十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。
8 35 (略)	8 35 (略)

第四条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
13 1 12 (略)	13 1 12 (略)
13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を二十五年として同条例附則第十五項の規定の例により計算して得られる額とする。	13 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で公立学校職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を二十五年として同条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額とする。
14 (略)	14 (略)

第五条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 附 則</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十九号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十九号」という。）附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十二号」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、公立学校職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第五項から第七項まで、附則第六項、附則第七</p> <p>1 附 則</p> <p>2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下この項及び附則第四項において「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第十七項から第十九項まで、附則第九項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十二年三重県条例第三十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第三十九号」という。）附則第二項、附則第十項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十七年三重県条例第五十九号。以下この項及び附則第四項において「条例第五十九号」という。）附則第三項、附則第十一項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第四十四号。以下この項及び附則第四項において「条例第四十四号」という。）附則第五項から第八項まで並びに附則第十二項の規定による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年三重県条例第六十二号。以下この項及び附則第四項において「条例第六十二号」という。）附則第十三項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十年として旧条例附則第十七項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものと除く。）にあつては、百四分の八十三・七）を乗じて得た額が、新条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第十七項から第十九項まで、附則第六項、附則第七項、附則第九項の規定による</p>	

項、附則第九項の規定による改正後の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十九号附則第三項、条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（附則第四項において「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかるらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 3 12 (略)

る改正後の条例第三十九号附則第二項、附則第十項の規定による改正後の条例第五十九号附則第三項、条例第四十四号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第十三項の規定により計算した退職手当の額（附則第四項において「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかるらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 3 12 (略)

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例附則第二十一項の改正規定（「附則第十一条」を「附則第十三条」に改める部分に限る。）及び同条例附則第二十六項の改正規定（平成三十四年三月三十日）を「令和七年三月三十日」に改める部分に限る。）公布の日

二 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第四項の改正規定及び次項の規定 令和四年七月一日

三 第一条中公立学校職員の退職手当に関する条例第十条第八項の改正規定 令和四年十月一日

2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第四項の規定は、前項第一号に定める施行の日以後に同条第四項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至つた者について適用する。

3 新条例附則第十二項の規定は、令和四年四月一日以後に退職した新条例第一条第一項に規定する職員について適用する。

### （経過措置）

4 認定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第一項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第一条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

発 行  
津市広明町13番地 三重県教育委員会